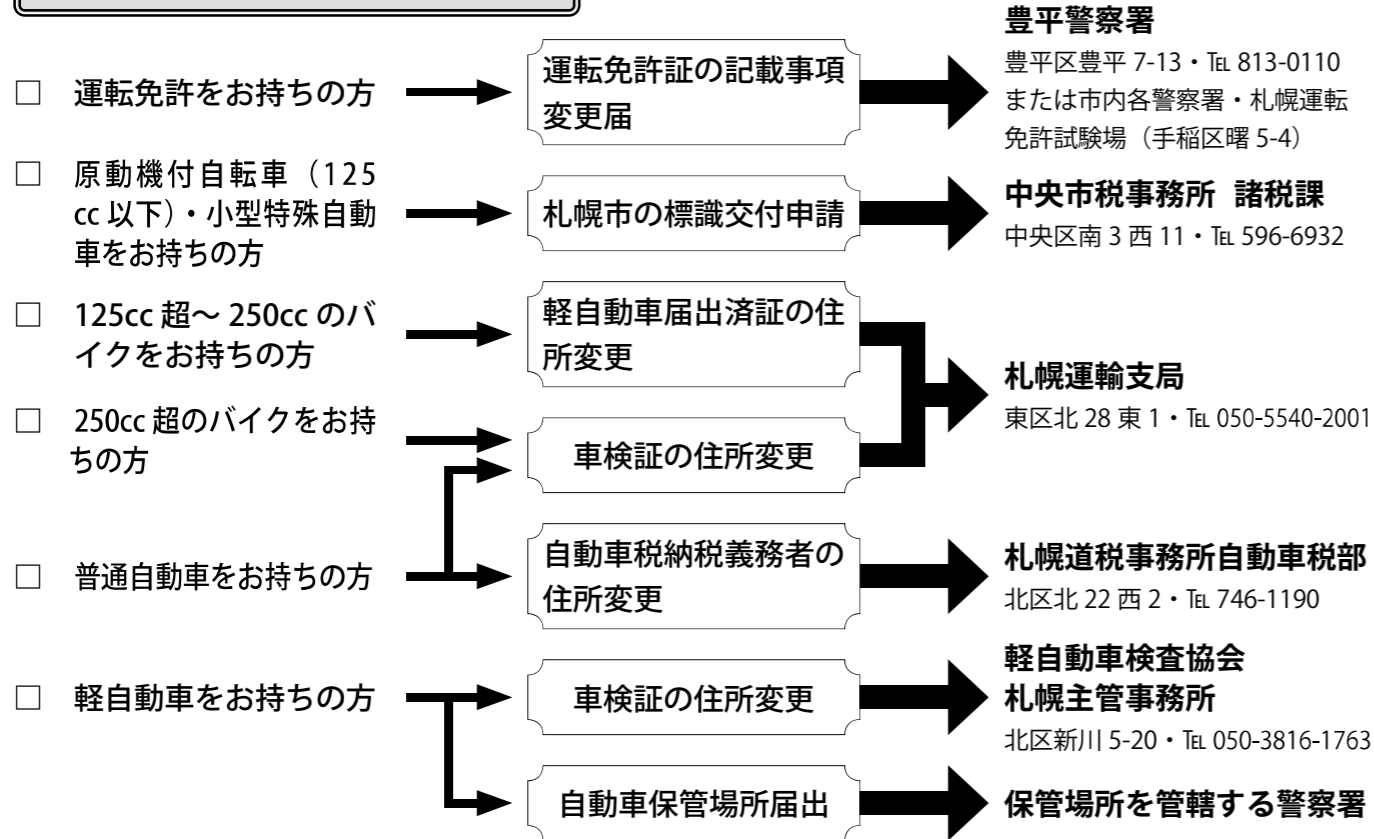


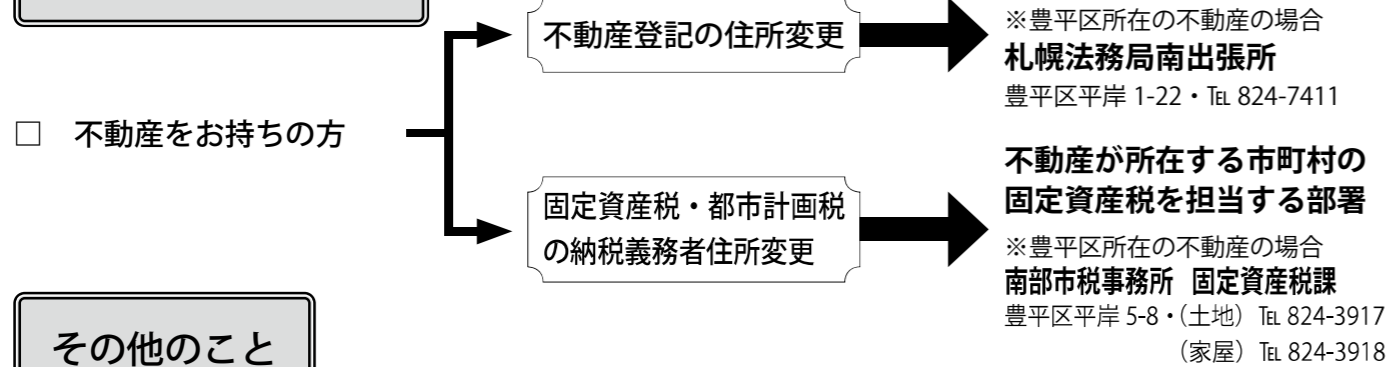
区役所以外での手続き

自動車やバイクに関すること

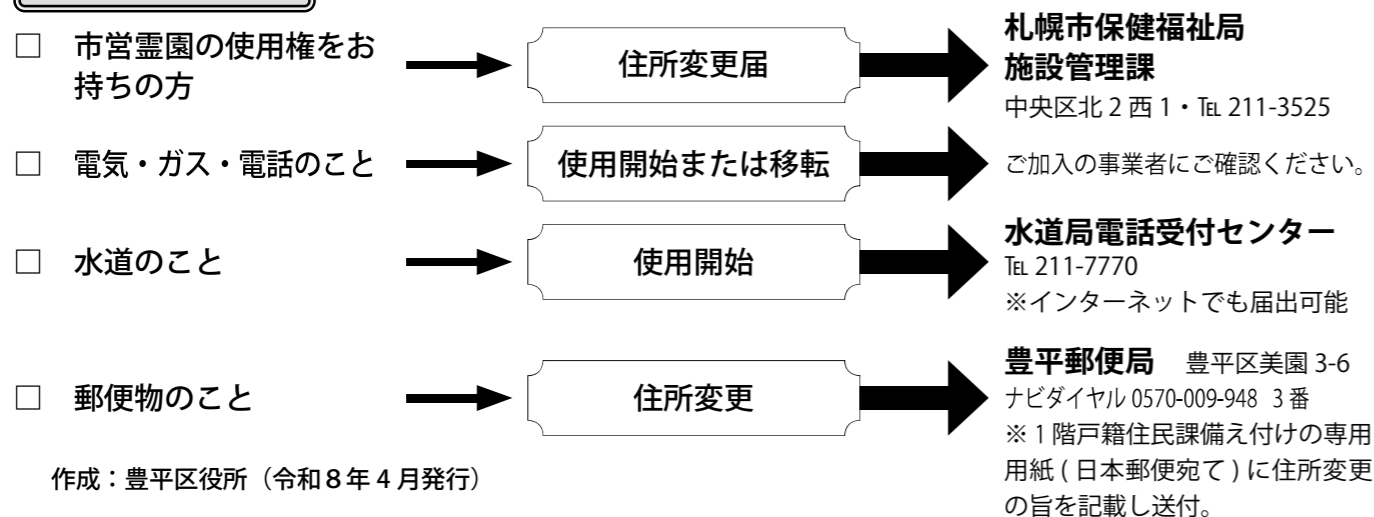


※ 原動機付自転車、小型特殊自動車、バイク、軽自動車の税金は、4月1日までに札幌市の住所に登録変更がなされた場合に札幌市から納税通知書が送付されます。

不動産に関すること



その他のこと



作成：豊平区役所（令和8年4月発行）

市外から引っ越してきた時の手続き

区役所等で行う主な手続きをご案内します。  
このほかに手続きが必要な場合もあります。

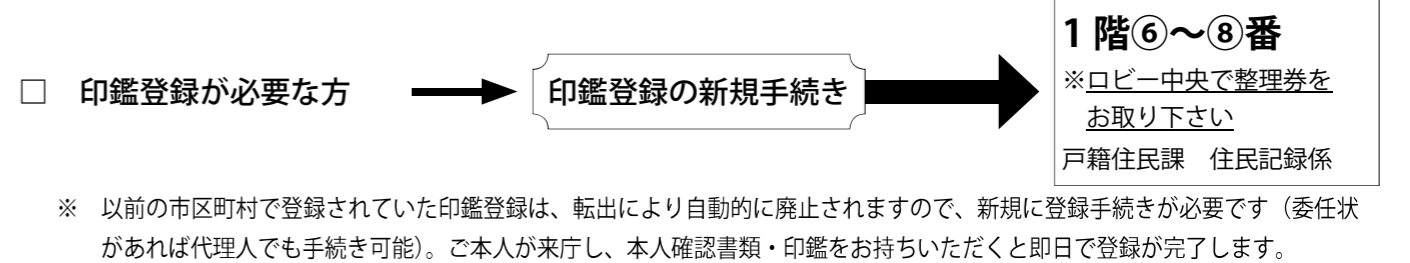
豊平区役所（豊平区平岸 6-10）  
TEL 822-2400 FAX 813-3603  
HP <https://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

住所変更の手続き

- 住民票の転入届**  
(マイナンバーカードをお持ちの方は一緒に提出してください。)
- 住み始めた日から14日以内に手続きしてください。なお、新住所の住民票・印鑑証明は通常、翌開庁日からお出しできます。
- 手続きに必要なものは、転出証明書（前住所地で発行されているとき）、届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）、委任状（代理人が手続きする場合）です。
- 国外に転出していた方が帰国して転入届をするときは、上記のほか該当者全員のパスポートが必要です。（入国日が確認できない場合は、パスポートに加えて、航空券の半券・eチケット、予約サイト画面等をご提示ください。）
- マイナンバーカードを使って転出手続きをされた方は、窓口でその旨を申し出てください。
- 小・中学校等のお子さんがある方には、転入届の際に窓口で「転入学通知書（入校票）」をお渡ししますので、在籍していた学校の在学証明等とともに転校先の学校へ提出してください。詳しくは札幌市教育委員会学びの支援担当課（Tel 211-3821）へ。

※ 町内会のことについてお知りになりたい方は地域振興課（区民センター1階・Tel 822-2427）へ。

〈以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。〉



マイナンバーカードのこと

(転入・転居届と別の日にカードをお持ちになった場合)



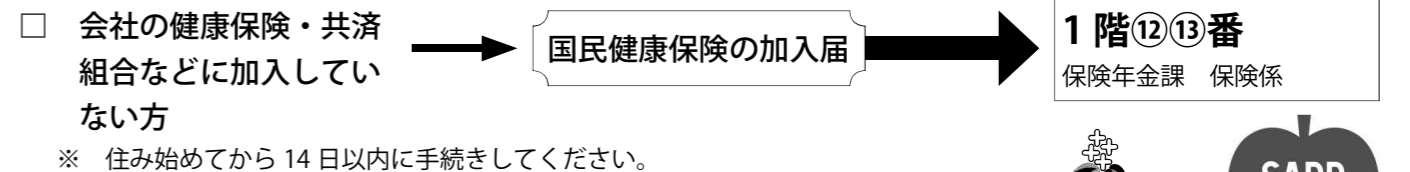
※ マイナンバーカードは住民票の転入届の日から90日以内に継続利用の手続きをしなければ失効します。

注1 マイナンバーカードをお持ちの方で上記「住所変更の手続き」がお済みの方は、札幌市マイナンバーカードセンターにてお手続きすることも可能です。

- 第一マイナンバーカードセンター（中央区北 3 西 3） ※ご不明な点は以下へお問い合わせください。
- 第二マイナンバーカードセンター（中央区北 2 東 4） 札幌市マイナンバーカードコールセンター Tel 600-2323

国民健康保険のこと

- ※ 社会保険や共済組合に加入している方は、勤務先へ。
- ※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。



## 介護保険・後期高齢者医療のこと

- 40歳から64歳で要介護認定を受けている方
- 65歳以上の方
- 75歳以上の方または一定の障がいのある65歳以上の方

介護保険の加入届

3階①番

保健福祉課 相談受付担当係

介護保険の加入届

1階⑫⑬番

保険年金課 保険係

後期高齢者医療の資格取得届（道外転入）・住所変更届（道内転入）

3階①番

保健福祉課 相談受付担当係

※ 厚生年金や共済年金に加入している方は、勤務先へ。  
 ※ 国民年金の第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先へ。

## 国民年金のこと

- 年金を受給している方

住所変更が必要な場合があります。

1階⑮番

保険年金課 年金係

※ 共済年金を受給している方は、共済組合へ。  
 ※ 海外からの転入者は、年金係までご相談ください。

## 子どものいる方

- 高校卒業前の子どもを養育している方  
 ※ 前住地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。
- 高校卒業前の子どもを養育している方（所得制限あり）
- 18歳までの子どもを養育しているひとり親家庭の方（所得制限あり）  
 ※ 状況に応じて20歳まで延長可。
- 前の住所地で児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していた方
- 保育所への入所を希望される方
- 予防接種を予定している乳幼児～20歳

児童手当の申請

子ども医療費助成の申請

ひとり親家庭等医療費助成の申請

住所変更届

保育所入所申込書

予防接種

3階③番

保健福祉課 福祉助成係

3階⑥番

健康・子ども課 子ども家庭福祉係

3階⑦番

健康・子ども課 保健予防係

## 妊娠している方・乳幼児のいる方

- 妊娠されている方・乳幼児健診を受診していないまたは受診予定の子どもがいる方

妊婦一般健康診査受診票の交付・乳幼児健康診査

3階⑧番

健康・子ども課 地域保健係

※ 子どもの転入届出日から2歳になるまでの分の指定ごみ袋を交付します。手続き不要。後日、指定ごみ袋引換券（はがき）が郵送されます。詳しくは環境局循環型社会推進課（Tel 211-2912）へ。

## 高齢者福祉・障がい者福祉に関すること

- 身体障害者手帳の1～3級（3級は内部疾患のみ）をお持ちの方、A判定の療育手帳をお持ちか重度判定を受けている方、精神手帳1級をお持ちの方（所得制限あり）
- 前の住所地で心身障害者扶養共済制度に加入していた方
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当を受給の方
- 自立支援医療受給者証をお持ちの方（更生医療・精神通院医療）
- 自立支援医療受給者証をお持ちの方（育成医療）
- 公的年金の受給資格のない在日外国人高齢者など（支給要件あり）
- 公的年金の受給資格のない在日外国人重度心身障がい者など（支給要件あり）

重度心身障がい者医療費助成の新規申請

心身障害者扶養共済制度加入者の転入手続き

住所変更等手続き

住所変更等手続き

外国人高齢者福祉手当の申請

外国人障害者福祉手当の申請

3階③番

保健福祉課 福祉助成係

3階①番

保健福祉課 相談受付担当係

3階⑧番

健康・子ども課 地域保健係

3階④番

保健福祉課 地域福祉係

3階①番

保健福祉課 相談受付担当係

## 特定医療に関すること

- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

住所変更届

小児慢性特定疾病医療給付申請

3階⑦番

健康・子ども課 保健予防係

3階⑧番

健康・子ども課 地域保健係

## 飼い犬のこと

- 犬を飼っている方

鑑札の引き換え

3階⑩番

健康・子ども課 生活衛生係